

医療費個人未収金の回収業務委託について

当院では、回収困難となっている医療費個人未収金について、平成29年4月1日から「弁護士法人ライズ綜合法律事務所」に回収業務を委託することとしましたのでお知らせいたします。

当院における医療費自己負担金につきましては、多くの場合、速やかにお支払いいただいておりますが、電話や文書等による請求にもかかわらず、長期にわたってお支払いが滞る事例もあり、このような未収金の増加が病院の課題となっています。

そこで、適切にお支払いいただいている患者様との公平性の確保と、病院経営の健全化のため、一部の回収業務を法律事務所に委託しました。

当院からの再三の請求に対して、お支払いの意思を示していただけない場合、委託先の法律事務所からご連絡させていただきます。

また、連帯保証人に対しても法律事務所からご連絡させていただく場合がありますので、予めご了承くださいますようお願いいたします。

1. 委託先

名称：弁護士法人ライズ綜合法律事務所
代表弁護士：田中 泰雄

2. 委託業務の対象

支払い義務発生後概ね6ヶ月を経過したもののうち、

- ①円滑かつ効率的な回収が見込めないもの
- ②転居等により請求先が不明となっているもの

【お問い合わせ】

国保小見川総合病院 医事課
電話：0478-82-3161（代）